

米国の膨張主義と人種主義

—20世紀初頭の島嶼事件諸判決が産みだした「一国二制度」—

山倉明弘（天理大学）

1. はじめに—帝国主義的膨張がもたらした憲政上の危機—

2002年2月、米国の首都ワシントン特別区の国立公文書館に展示してあった巨大な米国国旗を見たことが忘れられない。黒地に13個の白い星を左上にあしらって、残りの部分に赤と白の13本の条（すじ）を入れた建国当時の国旗である。和田光弘によると、1776年6月の大陸会議で13の北米英国植民地が「それぞれ^{ステイト}国」（邦）となって一緒に独立することをめざした」という¹。

その後米国は西方領土（テリトリー）を着実に米国の^{ステイト}州として編入し、1959年には当時米国のテリトリーであったハワイを最後の50番目の州として受け入れた（このように、それまでのテリトリーが、既存の州と平等な立場で州として米国に受け入れられることを本稿では「立州」と表現する）。この50州を以て米国全体と感じる人は少なくないであろう。しかし、米国の版図（領土、領域）には、州以外に海外領土があり、これが米国の版図を、また、アメリカ人とは誰の事をいうのかという問題を複雑にする。

後に（本稿2—（3）—（a））詳述するように、19世紀末までの立州は、1787年制定の北西部条例の定めるところに従い、新たに州として受け入れるテリトリーは北米大陸内に存在し、既存の諸州と憲法上の平等な立場を保障され、住民は原則として米国市民権を与えられた（原則から外れ米国市民とならなかったのは先住アメリカ人）。しかるに、1898年の米西戦争の結果米国が獲得した領土は、カリブ海域、太平洋、そしてアジア地域に存在し、人種、言語、宗教、生活習慣、法制度などが著しく異なると当時の米国市民たちが考える人々が住んでいた。これら新領土を立州させたり、あるいはその住民に米国市民権を与えたりすると、1860年代にやっと奴隷制を廃止し、解放した元奴隷たちの扱いにさんざん苦勞した後に、また、新たに彼らにとっては異質な非白人集団を抱え込むことになる。しかし、獲得領土を立州させないことは、それらを永続的に植民地にすることになり、憲法の規定にない制度を創設することになる。つまり、米国は立憲主義上の危機に直面した。この難問を切り抜けるのは容易でなかったが、その危機回避のやり方は、国内に2つの異なる統治形態、すなわち一国二制度を創設し、非白人の従属民を新たに作り出すことになった。

(1) アメリカ人の境界—矛盾をはらんだ人種・民族状況—

政治学者バーソロミュー・スパロウが紹介する現代米国社会の矛盾をはらんだ3つの現象は、米国の人種と法の問題に関心を持つ研究者の関心を引かないではおかないだろう。

1つ目は、米国市民である北マリアナ人（チャモロ族）が、米国の連邦最低賃金法の適用を受けず、法定最低賃金の6割しか受け取っていないのに、北マリアナで彼らを雇用するアパレル産業は同地で生産した服にメイド・イン・USAのラベルをつけている矛盾である。北マリアナ人が米国市民なら、また彼らが北マリアナで作っている服が「米国製」なら、どうして米国の連邦法で定められている最低賃金が適用されないのだろうか。2つ目は、米国の海外領土プエルトリコでは、プエルトリコを米国のコモンウェルス（自治区）と定め、米国とプエルトリコの間の「契約」を体現するプエルトリコ憲法で死刑を禁止してあるのに、米国の検察に死刑を求刑されたプエルトリコ人がいたケースである。米国の検察官が「契約」に反してどうやって死刑を求刑できたのであろうか²。

3番目は人種・民族ごとの命の値打ちに関わるので、最も重要で深刻である。プエルトリコ人と北マリアナ人は、米国議会の立法措置で米国市民としての法的地位が与えられているのに対し、アメリカン・サモア人は、米国市民ではなく、「アメリカン・ナショナル（American National）」の地位にある。つまり、十全たる米国市民ではない。しかし、憲法上の市民権を保有している米国本土の米国市民よりも、市民権に満たない「ナショナル」という法的地位しか持たないサモア人の方が、命をかけて国を守る任務に就いている割合は格段に高いのである³。

米国陸軍予備役軍センターはこれらサモア人の「愛国心」と国防への貢献を、「米領サモアは、ワシントン特別区ほどの大きさで、非編入（立州未満の状態）テリトリーであるが、約6万人の住民には深い愛国心がある。米国の如何なる州やテリトリーよりも兵役編入率が高い。2014年9月9日時点で合衆国陸軍徴募司令部管轄の徴募センター885カ所のうち、パゴパゴ（アメリカン・サモアの首都）の徴募センターが徴募数で第1位である」と称賛している⁴。

矛盾はこれだけではない。2006年5月1日の時点で、米国海外領土から出征した兵士36名がイラクで戦死しているが、米国領のプエルトリコ出身者は20名、ヴァージン諸島出身者は3名、北マリアナ諸島からは3名、そしてサモアからは5名である。この36名の死者というのは、米国50州出身者の死者数26名よりも多い。にもかかわらず、2004年夏、対イラク戦争が進行中に行われたアテネ・オリンピックでは、プエルトリコ、ヴァージン諸島、グアム、アメリカン・サモアの選手はあたかも外国人選手であるかのようにアメリカ選手と競い合った⁵。彼らの米国市民権が彼らに与える法的地位はどうなっているのか。彼らはアメリカ人なのか、アメリカ人ではないのか。「USA! USA!」というお馴染みの声援は、これら海外領土の米国市民にはなぜ送られなかったのか。

(2) 境界線上の海外領土住民

米国の領土には、(1) 地続きの本土 48 州と北米大陸の飛び地であるアラスカ州および太平洋上に浮かぶハワイ州の計 50 州に加えて、(2) 米国憲法の一部が適用される 5 つの大島嶼地域 (the Larger Insular Areas)⁶ と、(3) 1 つを除いて憲法の規定がほとんど適用されず、ほとんどが無人島である 9 つの小島嶼地域 (the Smaller Insular Areas)⁷ の 3 種類がある。

最後の小島嶼地域の中に極めて興味深い法的地位を保有するものが、1856 年グアノ諸島法を根拠に米国が獲得したパルミラ環礁である。グアノというのは鳥の糞が長年の間にカリブ海や太平洋の孤島に堆積し、それが長年の高温と乾燥によってカチカチに固まったもので、19 世紀後半の米国では地力が衰えた農地を回復させる奇跡の肥料としてもてはやされたものである。米国政府はこれらの島々を 200 ほど獲得したが、グアノの採集が終わるとただ単に領有権を放棄した。一部のグアノ諸島の中には、港や空港の建設地として軍事戦略上の価値を見直され、引き続き維持された島も少数あったが、現在まで残っているのは太平洋上の孤島パルミラ環礁ただ一つで、無人島である⁸。ほとんどのアメリカ人に忘れ去られたと思われるこのグアノ法が、1899 年になって突如、米国植民地統治の口実に使われることになるのである (本稿 3 - (3))。

多くの日本人の目に見えているのはおそらく (1) だけであり、また、多くのアメリカ人の視野にも (2) と (3) は入っていないと思われる。アメリカ人が日常的に目にする彼らの国旗である星条旗にしても、独立時の原初 13 州を象徴する赤と白の 13 本の条 (すじ) と現存の 50 州を象徴する 50 個の星はあしらっていても、海外領土を象徴するもの皆無である。

歴史家ダニエル・イマーヴァールは、米国の版図についてアメリカ人が頭の中に描く地図は、昔も今も法的現実よりかなり狭く、地続きの 48 州か、それにアラスカとハワイを加えた程度のものであると言う。海外領土は、「テリトリー」と呼ばれるが、最初から既存の州と平等な立場で連邦に加わることが約束されていた「テリトリー」とは使われている語は同じでも、待遇はまったく異なっていた。あけすけに表現すれば、海外領土は「植民地」だったのであるが、植民地獲得から 10 年か 20 年たったころには婉曲表現としての「テリトリー」が使われるようになったという。しかし、彼らの実態が植民地であることは変わらなかった⁹。

大島嶼地域住民は、国防のように命を懸ける場合は法的に版図内に含まれても、アメリカ人大衆が熱烈に応援するオリンピックや、米国市民としての様々な憲法上の権利が関係するときは、版図外に押し出される。本稿では、その歴史的・法的な起源と、その後の歴史的展開を概観し、米国に一国二制度が誕生した経緯を分析する。この問題と密接な関係があるのは米国市民権の境界の問題であるが、その詳細な分析は紙幅の関係で、別の論考で行うこととしたい。

本稿で扱うのは上記 (2) の島嶼地域であるが、5 つの大島嶼地域を構成するのは、プエルトリコ (Puerto Rico)、合衆国ヴァージン諸島 (the U.S. Virgin Islands)、アメリカン・サモ

ア (American Samoa)、グアム (Guam)、北マリアナ諸島 (the Northern Mariana Islands) である¹⁰。

2. 共和国膨張のリーガル・ヒストリー

(1) 共和国の適正規模を巡る議論

建国の父祖たちは新生国家の地理的広がりについて極めて強い関心を持っていた。独立を果たした新生国家はすでに広大な国で、米国独立戦争の講和条約であるパリ条約が調印された1783年の時点で、米国の国土の広さはロシアに次いで世界第2位であった。領土の広さは、帝国か共和国かという米国にとっての古典的未解決問題を通じて国家の道徳的あり方に直接のつながりがあった。問題は、広大なテリトリーが美德を備えた共和国と両立するかどうかであった。モンテスキューは18世紀半ばには、ローマ帝国の例を引いて、共和国は征服によって拡張し、その土地に立憲体制を再現することはできないと説いていたのだ。この帝国と共和国の難問を「天才的ひらめき」で解いたのはジェイムズ・マディソンだったと、歴史家アンダーズ・スティーブンソンは指摘する¹¹。

建国の父祖の一人であるマディソンは、有名な『フェデラリスト・ペーパーズ』¹²に収められた論考の中で、18世紀末の米国はすでに共和国政体が維持できる限度を超えて大きくなり過ぎているという当時広く唱えられていた見解に対して反論した¹³。マディソンが「代議制政府」と定義する共和国と「純粋な民主主義」とを比べて、国家に生ずる派閥の弊害を矯正するのにどちらが有利であるかと、マディソンは問うた。そして、共和国は純粋な民主主義よりも広い地域にまたがってより大きな人口を擁するため、派閥的な結託が難しくなると主張した。国家の規模が大きくなると、政党や利害が多様化してその数が大きくなり、それらが相互にけん制しあうので、生ずることが避けられない派閥の弊害を矯正できるというのである¹⁴。

マディソンは憲法制定会議で、共和国が大きくなりすぎることへの懸念の表明に遭遇していたのである。彼は下院議員の数を人口4000人につき一人とする案に反対したが、その根拠は「もし、連邦が永続するものならば、下院議員の数が過剰になる」ことであった。このマディソンの考えに懸念を表明したのが、憲法制定会議の有力な委員ナサニエル・ゴースラムで、彼はマディソンが主張するような効果が表れるまで「この政府が続くとは思えない。西部の領土を含むこの広大な国が150年後も、同じ国でいられるだろうか」と、膨張する共和国が当初の性格を維持できない危険を指摘した（当時の「西部」は、現在の米国内西部であることに注意）。法学者のラーソンとサイズマンは、ある意味ではもちろんマディソンが正しく、国家は現在でも存続しているが、しかし、マディソンやゴースラムが設立に尽くしたのと同じ国家として米国が存続しているのであろうかと問題提起をしている¹⁵。つまり、ある時点で米国という国家の性格が変わってしまった可能性はないのか、それも憲法で定めた国家の根幹的性格に影響は出ていないのかと問うているのである。

(2) ルイジアナ購入の前例

共和国の適正規模が強く意識された最初の顕著な事例は、1803年のルイジアナ購入である。ルイジアナ購入は、現在の大陸国家米国全体を領土に組み入れ、北極から東アジアにまたがる帝国を築く一世紀に渡る米国膨張の始まりを画す重大事件である¹⁶。以前フランスが所有していたルイジアナ領をスペインがフランスに再割譲しようとするナポレオンがスペインに申し入れたという知らせに、時の米国大統領は警戒した。米国の農作物の積み出し港となっていたニューオリンズを、衰退したスペインが所有するならともかく、強大なフランスが所有するとなると米国との間に永続する衝突が生まれるとトーマス・ジェファソン大統領は恐れたのである。そこで大統領はニューオリンズの島とフロリダ領を600万ドルでフランスから購入する交渉を行ったのだが、反対にフランスからニューオリンズを含む広大なルイジアナ領全体を1500万ドルで購入しないかともちかけられた。この購入が実現すれば、米国の領土は2倍以上になるばかりでなく、フランスやイギリスがニューオリンズ、および海に流れ込むミシシッピ川を脅かすことがなくなるのである¹⁷。

ルイジアナ購入によって米国は、領土を倍にする土地に加えて、その住民であるインディアンとフランス人も取り込むことになった。インディアンの部族はその時点ですでに国内の従属民族と言う地位が決まっていたので、残る問題はフランス人住民の処遇であったが、米国は彼らを米国市民として編入した。他国の住民を米国市民として取り込むのはこれが初めてであった¹⁸。購入条約の第3条は、「割譲される領地の住民は、米国憲法の原則に従って米国に編入され、できるだけ早期に米国市民のすべての権利、特権、免除の享受を認められるものとする」とされ、また、「彼らの自由、財産、そして彼らが表明する宗教を自由に享受することが維持され保護される」とした¹⁹。米国が1846年から1848年まで戦った対メキシコ戦争の停戦条約では、このルイジアナ購入条約第3条に手を加えて、メキシコが米国に割譲する地に住んでいたメキシコ人を米国市民として編入する条項を加えたのである²⁰。

時の野党であったフェデラリスト党はルイジアナ購入に大いに不満であり、また、大きな懸念を持っていた。「オオカミや気ままにさまようインディアンを除けば、人の住まない広大な荒野を購入するのは大きな浪費」だと言うことに加えて、最大の懸念は、米国に取り込むことになる住民であった²¹。膨張する共和国が当初の性格を維持できないことを危惧したゴーラムの亡霊が現れたのである。

(3) 共和国膨張の形態の変化

1803年のルイジアナ購入から、1854年のガズデン購入²²までの半世紀ほどの間に、米国は大陸を跨いで太平洋へ到達する膨張を完成させ、その領土を約10倍にした²³。米国の膨張とそのための領土獲得および併合の合憲性との関係を論じたゲアリー・ローソンとガイ・サイドマンによると、米国は1854年までにカリフォルニアと米国南西部をメキシコか

ら征服により奪い、現在の米国本土に当たる部分を獲得したという。その半世紀後に米国は、南に向かってはカリブ海へ、北へ向かってはアラスカへ、また西へ向かっては太平洋を越えてはるかにフィリピンへと膨張したが、領土獲得は従来からお馴染みの条約と併合という手段を用いたものだった。ただ、ローソンとサイドマンは、従来の領土獲得と異なる点が2つあったと指摘する。一つは獲得した領土が戦利品であったこと、もう一つは（こちらの方が本稿にとってはより重大な意味を持つが）1854年以降の獲得領土が「将来の州としての適格性に疑問を呈することができるほどに米国本土からは民族的に、文化的に、また地理的に遠い」ことであった²⁴。

1854年を境にして、米国の膨張形態には明らかな変化が見られる。1854年に米国の領土が太平洋岸に達したので、そこからさらに膨張を図れば、地続きでない場所を求めことになるからである。1854年以前の国土膨張は北西部条例（Northwest Ordinance）に基づいており、また1854年から南北戦争が始まるまでは実質的な領土膨張は起こっていないので、これを南北戦争前の「北西部条例方式」と呼ぶことにする。その後起こる膨張は実質的に南北戦争後になり、また北西部条例とは膨張を正当化する論理が異なり、それまで米国が避けて来た帝国主義と呼べるものであるので、これを南北戦争後の「帝国主義方式」と名づける。

(a) 南北戦争前の北西部条例方式の膨張

言うまでもなく、現在の米国の50州のうち、1776年の米国独立同時にすでに存在していた13州を除く37州はすべて立州を経験している。立州に関する法規はまず第1に、このすぐ後に説明する北西部条例、および北西部条例のすぐ後に制定された米国憲法のいわゆる加入条項（第4条第3節第1項）と「領地またはその他の財産」条項（第4条第3節第2項）である。憲法は加入条項で「連邦議会は、新しい州をこの連邦に加入させることができる」とごく簡潔にしか述べていないし、また、「領地またはその他の財産」条項も、「連邦議会は合衆国に属する領地を、また、その他の財産を処分する権限と、それらについて必要なすべての規則および規制条項を制定する権限とを持つ。この憲法のどの定めも、合衆国の権利、または、どれか特定の州の権利を侵害するもののように解釈してはならない」として、新しい州の加入（立州）が既存の州の不利益を招かないことを保障しているだけである。したがって、米国の領地が州として米国に加入する条件を具体的に規定したのは北西部条例である。では、北西部条例とは何か。

1787年7月、ペンシルベニア州フィラデルフィアで米国憲法の制定会議を行っている最中に、ニューヨークでは、連合規約（米国憲法制定前のいわゆる旧憲法）の下でのいわゆる旧議会が、米国憲法に先駆けて北西部条例を制定した²⁵。北西部条例は領土膨張の記憶がほぼ失われた現在の米国では人々に忘れられた感があるけれども、実は重要な基本文書で、独立宣言、連合規約、米国憲法と並んで4つの「米国の構成法」、つまり、「統治組織に関する法律で、連邦政府の直轄地の統治組織を定めたもの」として『合衆国法律集』に記載

されている²⁶。北西部条例は、北西部領土（五大湖の南、オハイオ川の北と西、ミシシッピ川の東の地域）の統治に関する条例²⁷で、この領土の中からオハイオ、インディアナ、イリノイ、ミシガン、ウィスコンシンが最初の13州と平等な立場で連邦に加入（立州）する過程を提供した²⁸。

新規加入州と既存の州との平等な立場を保障したのは北西部条例だった。このことは、たとえば、後述のようにアラスカとハワイの立州（次項の「南北戦争後の帝国主義方式」に当たる）のときに小さくない意味を持った。また、北西部条例の適用範囲は厳密な法解釈上は、北西部領土に限られてはいたけれども、米国の膨張に伴い、北西部条例は北西部領土外でも新たに獲得した領土の統治法として裁判所に暗黙のうちに受け入れられるか、あるいは、統治法制の手本として継承された²⁹。

北西部条例は、立州までに3つの段階を用意した。第1は、連邦政府が知事を任命する完全な連邦政府管理の段階（第3節）、第2は、知事は引き続き連邦政府が任命するが、議員と裁判官は現地で選出する半自治の段階で、自由な（つまり、奴隷でないということ）成人男性が5,000人に達した時である（第9節）。第3は、立州による完全な自立の段階で、自由な成人男性が6万人になった時に可能となった（第14節第5条）³⁰。連邦議会の完全な管理下に置かれる第1段階の措置は、その期間が長くても8年、多くのテリトリー（州昇格が予定されている場合、日本語では「準州」と表現）の場合はわずか1年であったために、抵抗なく受け入れられていた。ただし、次項で説明する南北戦争後の領土獲得の非編入領土の場合はそうはいかず、たとえばグアムの場合は第1段階が40年以上続いた³¹。

(b) 南北戦争後の帝国主義方式の膨張

北西部条例による領土膨張および編入・立州とは異なる展開を見せるのが、19世紀末の米西戦争による領土獲得とその処理である。この時に米国が獲得した領土は、ローソンとサイドマンが解説するように「将来の州としての適格性に疑問を呈することができるほどに米国本土からは民族的に、文化的に、また地理的に遠い」という難点があり、またそこには、前述のアレグザンダー・ハミルトンが懸念した「文化、宗教、民族があれほど異なる人々」が多数居住していた。つまり、帝国事業に乗り出した米国は、ゴーラムの亡霊と出会うことになり、マディソンが『フェデラリスト・ペーパーズ』で唱えた大規模共和国の強みが試される時が来たのである。

マディソンとゴーラムの二人が描写した共和国の性格が19世紀末の海外領土獲得でどのような影響を受けたのか、米国は共和国のままでいられたのか、それとも独立時に否定したはずのヨーロッパ流の帝国になってしまったのか。結論を先取りすれば、米国のテリトリー（領土）をやがて州として既存の諸州と平等な立場で立州させた従来の北西部条例方式を、米西戦争後の旧スペイン領獲得の際には米国の行政府が放棄し、立法府がその法的手段を提供し、それを司法府が合憲と解釈したのである³²。従来の北西部条例方式が採用されなかったのは、当時の世界規模での帝国主義的植民地獲得競争に米国が加わらないわけ

にはいかなかったからであり、その結果、獲得領土の非白人住民たちは米国の版図に組み込まれながら、米国憲法が保障する権利の多くを否定されるという扱いを受けることになった。まさに、人種・民族問題の危機である。

3. 異人種編入が招く「危機」

(1) 19世紀変わり目の海外膨張

外交官や歴史家として名高く、冷戦時代はソビエト連邦封じ込め政策の提唱者として知られたジョージ・ケナンは1951年に出版した名著で、サモア領有を例外として、1898年の旧スペイン領の領有は、北米大陸を超えた領土獲得としては米国史上初であり、また、米国の政治体制の転換点であるとした。「この領土獲得は、将来の立州の期待が持てない中でまとまった人数の住民を米国国旗のもとに取り込んだ米国史初の事例であった。それ以前の領土獲得は、比較的人口が少なく直ちに立州を果たす資格に欠ける土地であり、テリトリーとしての地位は、アメリカ人（当然、白人のこと—山倉注）と同じ様な人々で満たされ、連邦^{ユニオン}に加わる資格ができるまでの一時的な便法と考えられていた」とケナンは説明している³³。プエルトリコ自治区（Commonwealth of Puerto Rico）のワシントン事務局元事務官でプエルトリコ政府の特別顧問だったホゼ・A・カブラネスも、テリトリー割譲条約で住民の市民権や立州の約束がなかったのは米国史上初だとしている³⁴。

19世紀半ばの領土膨張と世紀の変わり目の帝国膨張とで憲法の適用が異なったことには、南北戦争後の社会ダーウィニズムと黒人に対する人種隔離政策の影響が見られる。先住アメリカ人や19世紀半ばに米国社会に組み込まれたメキシコ人の権利は、土地の収奪や選挙権等の否定で有名無実となっていたとは言え、公式には彼らの憲法上の権利は承認されていた。しかし、世紀の変わり目の海外領土獲得の際には、その住民には政治的権利がないのが当然とされた³⁵。しかし、それら住民の政治的権利を否定することには憲法の制約が立ち足るかに見えた時期があった。

外交史家ウィリアム・ニューマンによると、「1890年代のアメリカにはナショナリズムの高揚が目立った。日本と同じように、広範に広まっていたアメリカのナショナリズムは、最近の現象であった」という。海軍軍人で海軍史の研究者、アルフレッド・テイラー・マハンが1890年に出版した著書『歴史に及ぼした海軍力の影響（*The Influence of Sea Power Upon History*）』は多くの読者を得たし、彼の著書はそれらの読者をして、もっと大胆な外交政策を熱心に求めさせた³⁶。この著書は、「日本では海上権力史論として知られ」、「特に海軍軍人や政治家の注目を集め、彼らの戦略思想に影響を与えた」³⁷。マハンは、「大洋は障壁でなく、大交通路であると説き、商船隊とそれを守る海軍力、さらに戦略的海外基地の必要性を論じた。より具体的には、彼は大西洋と太平洋を結ぶ地峡運河の建設、それを安全にするカリブ海の基地、また太平洋上の拠点であるハワイの併合を主張した」³⁸。

マハンが帝国事業の推進にあたって、憲法上の困難に気づいたにちがいない。1897年9月に『ハーパーズ・ニュー・マンズリー・マガジン』誌上で、海外に版図を拡げると言うのは困難な事業で、すぐに、「そんなことは無理だ」という皮肉なあざけりを産み出すが、「併合に抛ろうと何であろうと、米国の版図を拡張するいかなる事業も途中で憲法というライオンに出くわすことになるし、やる気のないものや心配性の者は確実にそのライオンを見つけることになる」と述べた³⁹。

(2) パリ平和条約

1898年12月10日にパリで調印されたパリ平和条約では、スペインが第1条でキューバに対する主権 (sovereignty)⁴⁰と権原 (title)⁴¹に関するすべての請求権を放棄した。米国はそれに対し、キューバを占領し、それに伴う国際法上生じる義務を負い、それらを履行することになった。第2条でスペインはプエルトリコとグアムを米国に割譲し、さらに第3条でフィリピン諸島を米国に割譲することとなった⁴²。米西戦争が戦われたスペイン領でキューバだけが米国に割譲されなかったのは、議会でキューバを併合しないという決議を行っていたからである⁴³。

本稿のテーマである人種主義の問題にとって重要な点は、米国に割譲された旧スペイン領の住民の市民権である。パリ平和条約は第9条で、割譲される旧スペイン領の住民を、「イベリア半島生まれのスペイン臣民」と「スペイン領生まれの者」の2つに分け、異なる待遇を与えた。前者は割譲地に残っても、また立ち去ってもよく、「いずれの場合も財産に関するすべての権利を保持し、それらの権利の中には、そのような財産やそこから得る収益を売ったり処分したりする権利が含まれる」。また、割譲「領土に留まる場合は、スペイン王に対する忠誠を維持してもよい」。それがない場合は、その忠誠を放棄し、割譲「領土の国籍を所得したものとみなされる」。一方、後者である「割譲領地で生まれた住民の市民的権利と政治的地位は、米国議会が定めるものとする」⁴⁴と条約は規定した。

このように獲得した領土の住民を2つ集団に分けて異なる待遇を与えることには歴史的前例がいくつか存在する。たとえば、1867年のアラスカ購入条約では、第3条で住民をロシア出身者と「未開の先住民部族」に分け、前者については「自らの選択で、生まれたままの忠誠を維持するなら、3年以内にロシアへ戻ってもよい」と規定し、「割譲地に留まりたければ、「未開の先住民部族」を除いて、「合衆国市民のすべての権利、利点、そして免責の享受を許され、また、彼らの自由、財産、宗教の自由な教授が維持され、保護される」とした。それらが許されない「未開の先住民部族は、米国がその時々に応じて国内の先住民部族に対して採用する法や規定に従うものとする」とした⁴⁵。前者のロシア出身者で割譲後も留まった住民は、アラスカが米国に編入された時点で米国市民となった。もっとも、アラスカの米国への編入は1905年から1912年までのどこかであるが、正確に特定することは難しいという⁴⁶。

割譲地の住民を2つに分け、それぞれに異なった法的地位を与えるパリ条約方式は、その後も引き継がれた。米国が1917年1月17日の割譲条約でデンマークから獲得したヴァージン諸島の住民の処遇に関しても、同諸島のデンマーク市民住民と諸島生まれの島民を分け、前者に対してはデンマーク市民権の維持を表明する期限を1年間と定め、表明がない場合は自動的にデンマーク市民権を放棄し米国市民権を獲得するものとした。諸島生まれの住民の市民的・政治的地位については、「合衆国議会が、割譲条約の規定にしたがって決定する」とした⁴⁷。

しかしながら、獲得した領土に立州の約束も与えず、また、大多数の住民に米国市民権を与えなかったのは前例がなく、前述の様に米国史上初めてのことであった。1898年パリ条約以前、米国には憲法が適用される州か、あるいは立州が約束され、将来立州を果たしたときには米国憲法が適用されると考えられていたテリトリーのどちらかしか存在しなかったものが、1898年パリ条約以降は、将来の立州の約束も、十全たる米国憲法適応もない海外領土が誕生したのである。憲法が適用されるかどうかという観点から見れば、一国二制度の誕生であったと言える。

この点を巡って、米国の膨張主義は米国憲法というライオンと遭遇することになる。この手強い猛獣をどう扱うかについて、まず民間の学術論争が始まった。

(3) 海外領土獲得に関する学術論争

1890年代末、米国でグローバルな膨張に対する関心と興奮が高まり、米国がヨーロッパ列強に対抗して帝国を築く可能性が出てくると、海外膨張、帝国主義、植民地主義を巡る学術論争が盛んになった。論争は特に、米国を代表するロー・ジャーナル（法律雑誌）である『ハーバード・ロー・レビュー（Harvard Law Review）』や『シカゴ・ロー・レビュー（Chicago Law Review）』を主たる討論の場として闘わされた⁴⁸。

政治学者スパロウは、1898年の太平洋とカリブ海での領土獲得が従来の北西部条例方式と異なっており、その根本的原因は住民にあり、「これらの熱帯の、奇妙ですらある島々をどうやって現在の米国のテリトリー制度に組み込んだらいいのか。また、それらの島々の米国憲法における地位はいかなるものか」と当時の問題を表現した。スパロウによれば、新たに獲得した島嶼の憲法上の地位に関する学者たちの見解は次の3つに分かれていた。

- 1) 米国を構成するのは（言い換えると、米国憲法が十全に適用されるのは）諸州のみ
- 2) 米国を構成するのは諸州とテリトリー
- 3) 米国は諸州だけで構成されるのではなく、さりとて、必ず諸州とテリトリーの両方で構成されるわけでもない。そうでなくて、米国の範囲（その意味や定義）は、議会の制定法のテキストと国の条約の言葉遣い次第である⁴⁹。

領土獲得に欠かせない法的措置である条約は、上院議員の3分の2以上の賛成を得て大統領が締結する権限を持っているので（憲法第2条第2節第2項）、結局議会がどのような表現を用いるかで米国の境界が決まることになる。

第1説が正しいとなれば米国は立州も住民の米国市民権も約束できない海外領土は所有できないことになり、第2説を採れば、米国憲法に定められた様々な権利を、熱帯に住み、有色で、英語を話さず、キリスト教文明を理解せず、アングロサクソン族の築いた法制度とは無縁だと思われる人々を米国市民として受け入れざるを得ない。したがって、優勢となったのは第3説である。帝国主義者や海外膨張主義者に都合のよい第3説の主要な提唱者は、ハーバード大学政治学教授で弁護士のアボット・ローレンス・ローウェルで、後にハーバード大学学長になる人物であった⁵⁰。ローウェルは、自説を第1説でも第2説でもないという意味で、「第3の見解 (a third view)」と名づけたが、違憲行為の危険を冒すのではなく、また、厳格な憲法解釈に従って海外領土獲得と活用をあきらめるのでもなく、まさに憲法という猛獣をいなして膨張主義や帝国主義に都合のいい理屈を編み出したのである。

彼は、法律雑誌『ハーバード・ロー・レビュー』に寄稿した論文で、1900年のハワイ併合条約と1899年パリ平和条約との違いに言及した。併合条約はハワイをテリトリーとして併合することを規定したが、パリ平和条約にはそんな規定はない。プエルトリコとフィリピンを米国へ単に割譲すると規定する(第9条)だけで、島嶼および島嶼住民と米国の関係は規定していない。そして、「このことから推して、もし米国政府が、米国の一部とせず、所領を獲得できるのであれば、そのようにしたことは明らかである」とした。米国が獲得したプエルトリコとフィリピンにどんな法的地位を与えるかは条約に規定がないので、米国議会が思いのままに決めることができると、ローウェルは主張した⁵¹。

ローウェルがめざしていたのは、米国の支配下にあっても憲法上の意味で米国内ではない場所の認定である。その理屈に説得力を持たせるために彼は、1865年に奴隷制を廃止するために制定した憲法第13修正を取り上げる。ローウェルによると、最初の文案は「奴隷制も本人の意に反する苦役も、存在させてはならない。ただし、犯罪に対する刑罰としての強制労働は、この限りではない」となっていた。それが修正されて現在の表現になった。つまり、「奴隷制も本人の意に反する苦役も、合衆国内において、あるいは合衆国の法の支配下にある他のいかなる場においても存在させてはならない(下線部が追加された箇所)。ただし、適正な法の手続きによって有罪判決を受けた者の刑罰としての強制労働は、この限りではない」⁵²。

彼は追加された部分のうち「合衆国の法の支配下にある他のいかなる場」とは、立州を予定しているテリトリーのことではなく、1856年グアノ法に指定された海外島嶼だと主張するのである(本稿1-(2))の「グアノ法」参照)。それらは同法の規定によれば、「大統領の裁量で、合衆国に關係する (appertaining to the United States) と考えられる」。これらの島嶼は、米国の正式な一部でないので米国憲法を適用する必要がなく、しかし、米国の支配は及ぶので、大統領、または議会の裁量でいかようにも扱えるのである⁵³。何とも便利な理屈である。

法律家ローウェルによるこの憲法解釈と法律論は、当時多くの法律家が憲法が禁止すると思っていた行為を容認するために、無味乾燥で理屈っぽい難解な議論を展開していて読

んでいておもしろくないが、同じテーマで9カ月ほど前に彼が大衆雑誌に書いた論文には、ローウェルの世界観、人種観、そして偏見が読みやすい文体で描かれていて興味深い。その中で彼はまず、米国は世界史上最も偉大で成功した植民国家であり、そこに住むアングロ・サクソンは膨張人種であるとする。また、独立宣言に謳われた万人平等論には、人権上の平等と政治的平等という明確に区別できる2つの意味があり、前者は自然なことだが、後者の政治的平等を信ずる人はほとんどおらず、「役立たずの浮浪者とエイブラハム・リンカンが政治的に平等であるとは誰も信じないだろう」という⁵⁴。

人権上の平等は受け入れて、政治的平等は否定するこのような考え方は、奴隷制維持・拡張を求めていた民主党員にとっては、南北戦争に敗れた後において妥協できるぎりぎりの線であり、また、奴隷制廃止に尽力していたリンカンはじめ、共和党議員の多くも共有していた考え方で、19世紀の米国社会では特に驚くべきものではない。「アフリカ生まれの外国人とその子孫」に米国市民権を拡張する1870年帰化法案審議の際に、奴隷制廃止運動では急進派だったチャールズ・サムナー上院議員が、独立宣言の「すべての人間は平等に創られた」という一節に謳われた万人平等という建国理念を根拠に、帰化の要件から「白人」の語を削除し肌の色で区別しない帰化法の制定を訴えた際には、奴隷制度廃止に尽力してきた共和党の保守派や穏健派がこぞってサムナー提案に反対したほどである。彼らは、サムナー提案を受け入れて今後制定する帰化法から帰化要件としての「白人」の語を削除すると、米国西部で増加しつつあった中国人移民を米国市民に加えるという危険性を感じ取った。黒人を米国市民に加えることは、南北戦争の結果を受け入れるためにやむを得ないにしても、言語も宗教も生活水準も著しく異なり、米国の共和制や民主主義に馴染んでいないアジアの非白人集団をアメリカ人の境界内に組み入れることは論外だったのである⁵⁵。

ローウェルは、万人平等理論は差異が小さい集団内では近似値としては正しいとして次のたとえを持ち出す。家を建てたり、畑を耕したり、街の通りを設計したりするときに、我々は地球の表面の湾曲は考慮せず、あたかも地球が平らであるかのように行動する。そうしても誤差はわずかであり無視してもよい。しかし、地球を一周するようなときに地球が平らであるかのように行動すると難破してしまうであろう。同様に集団内の不平等が大きすぎない社会、つまり、米国北部諸州の田園地帯や小都市のように容認できる程度に同質で、政治教育が広く普及した地域でならば、万人平等理論は通用するが、社会状況の不平等があまりに大きく、自治の訓練を受けていない巨大な外国人住民集団が住んでいる地域では、民主主義が予言するような楽園は実現していないとローウェルは説いた⁵⁶。

では、この万人平等理論は米国ではどのように、どの程度実践されて来たか。ローウェルは、国家が始まった時点では、またその後も如何なる州でも万人平等理論は実行されず、後に選挙権の条件を緩和する動きがあったものの、それはインディアンには適用されなかったと述べる。また、ローウェルは中国人の移民と帰化を禁じた1882年中国人排斥法制定という現実に衝撃を受けたという。さらに黒人人口が白人人口を上回る南部3州では黒人

の選挙権が事実上奪われた事実にも言及する。「手短に言えば、選挙権は我々自身の人種（つまり、白人）だけに、そして我々が迅速に同化できる人々にだけ適用されているようだ」と観察する⁵⁷。

ローウェルは、政治的平等原則が従来の米国のテリトリーをどう扱ってきたかの理解に役立つとする。これまで州として加入させてきた旧テリトリーを米国は幼児段階にあった州とみなし、それらを急速に連邦の完全な一員として受け入れてきたのである。その新加入の州の住民が、旧来の州の住民と平等な政治的権利を持つことを正当化する根拠は、両方の住民が実質的に同質の人々であるという事実である。アングロ・サクソン人種は、法の優越原則の下で何世紀にもわたって自治の準備をしてきた。移民の多くが自治が行われている国からやって来て、連隊の新兵のように国中に分散されて急速に訓練を受け自分の階級に落ち着いたのである。自治の前提条件たるこれらの政治的訓練の跡は、新規獲得領土の旧スペイン領にはないとローウェルは説く。フィリピン人に自治を任せるのは彼ら自身にも、またフィリピン在住の白人にも酷である。また、彼らとは立場の異なるプエルトリコ人にとっても、自治は漸進的で試験的なものでなくてはならない。こうしてローウェルは、自治の訓練を積んだヨーロッパ系住人と、彼らとは人種も文化も異なり、自治の訓練も受けていない非白人とを別々に扱うことを提唱したのである⁵⁸。

（４）海外領土獲得に関する司法の判断

1901年5月27日、合衆国最高裁判所は米西戦争で米国が獲得した海外領土に米国憲法が適用されるかどうか、言い換えれば、海外領土は米国の一部であるかどうかという極めて重要な判断を示す7件の事件の判決を下した。前項の学術論争によれば、第1説のように米国を構成するのが（言い換えると、米国憲法が十全に適用されるのが）諸州のみであれば、米国は立州も住民の米国市民権も約束できない海外領土を所有できないことになり、獲得した海外領土は放棄せざるを得ないことになる。しかし、マッキンレー大統領には、これはあり得ない選択肢であった。海外の、それもアジア人の土地を領有するという前例のない行為に関して、大統領は神への祈りと熟慮の末に4つの選択肢にたどり着いた。1つ目は、フィリピンをスペインに返す選択肢であるが、これは臆病で不名誉な選択肢であった。2つ目は、フィリピンをスペイン以外の帝国に渡すことであるが、米国には何の益もない不利な取引であった。3つ目はフィリピンの将来をフィリピン人自身に任すことであるが、これは住民たちの無知と統治能力の欠如から無政府状態と流血を招くこととなり不可能な選択であった。結局マッキンレーは次の4つ目の選択肢しか残されていないと考えた。すなわち、「フィリピンをすべて領有し、フィリピン人を教育し、道徳的・精神的に向上させて文明化し、キリスト教徒として教育すること」である⁵⁹。フィリピンに関するこの選択肢から考えても、第1説は受け入れがたかった。

一方、第2説のように米国を構成するのが、諸州とテリトリーの両方であれば、米国が獲得した海外領土にはすべて米国憲法を適用し、ただちにではなくても議会在がそう決めた

ときに他州と平等の権利を持つ州として米国に編入し、またその住民も米国市民として編入することになる。その際の難問は、共和政体も民主主義も理解できず、生活水準も極端に低い非白人集団だと人種主義者たちが考える住民たちを、自分たちと平等な権利を持つ米国市民にできるかである。これは、膨張主義や植民地主義に反対して来た人種主義者が認めるはずがなかった。まさに、あちらを立てればこちらが立たずの二者択一的ジレンマである。

島嶼諸事件が政権と最高裁にとっていかに重要であったかは、当時のマッキンレー政権でフィリピン軍政府知事を務め、将来米国大統領、その後最高裁裁判官を務めることになるウィリアム・ハワード・タフトと、当時の最高裁裁判官のジョン・マーシャル・ハーランのやり取りによく現れている。ハーランが、米国の今度の「開廷期は、非常に重要です。主な理由は、私たち裁判官が新しい所領に対して及ぶ議会の権限の程度を宣告することを求められるかも知れないということです」と書簡で伝えた。これに対しタフトは、「これらの島々に拡張される米国の支配に関する憲法上の特徴を検討することに大きな関心を持っていること」を伝え、米国のフィリピン軍政府にとって2大関心事は、陪審審理と大陪審による起訴、および米国の関税法をこれら島嶼所領に拡張できるかどうかであるとした。また、タフトが警戒しているのは、「住民の大部分が賄賂が習慣となっており、また、無教養な農民である文化の中で、法秩序や法に基づく正義が実践できる見込みがあるかどうか」であるとした⁶⁰。

三権分立の原則は米国の憲法コンステイテューショナル・ローの解釈と運用の基本であるため、たとえば立法府の活動は立法行為に限定される⁶¹。行政府のタフトと司法府のハーランが、行政府がこれから直面することになる重大な行政行為の合憲性に関して、司法府の最高裁が審理を行う前に、あらかじめ意見交換をしているかのように見えるこのやりとりは三権間の均衡と抑制原則に照らすと危ない行為であると筆者は感じる。それだけ、島嶼事件の重大さを両者が強く感じていたということである。

島嶼事件諸判決のなかで、後の植民地統治に最大の影響を与えたのは1901年のダウنز対ビッドウェル事件である。紙幅の関係もあり、本稿ではダウنز対ビッドウェル事件に集中する。判決文に記された事件の概要によると、米西戦争の結果米国が獲得した海外領土のプエルトリコから、ニューヨークにいる原告S・B・ダウنزに託送されたオレンジに対して課せられた659ドル35セントの関税の返却を原告が米国に求めた。商品が送られたのは、プエルトリコに民事政府を与え、島の歳入を規定したフォレイカー法（1900年）が成立した後である⁶²。

判決ではブラウン裁判官が代表意見を読み上げた。まず米国は加入している州のみで構成され、テリトリーは米国の範囲外にあるので、議会はプエルトリコやその他のテリトリーに課税することはできるとし、課税の違憲性を訴えて課税分の返還を求めた原告に敗訴を言い渡した⁶³。米国内での商品の州をまたぐ移送には課税されることはないので、もしもプエルトリコが米国の範囲内にあるならば、憲法の課税均一条項（第1条第8節第1項）

により、課税は違憲となるのである。海外領土を米国の範囲外とするブラウンの判決は、前項「海外領土獲得に関する学術的議論」の分類でいえば第1説に当たる。これでは、膨張主義者と多くの国民の熱狂的な支持で獲得した海外領土の維持・統治に暗雲が垂れ込める。

ブラウン裁判官の代表意見は、獲得した海外領土を、アングロクソンとは人種も文化も異なる住民に憲法上の権利を等しく与えることを延期し、その間に植民地支配は着実にやろうという帝国主義的発想、つまり、憲法が求める共和主義体制を維持していることを装いつつ、英国流の帝国主義的支配を行おうという危うい詭弁である。この詭弁性の不利を克服し、堂々と帝国主義支配の実行を可能にしようというのが、ホワイト裁判官による同意意見である。同意意見とは、代表意見と結論が同じでも結論に達する論理や根拠が異なる場合に裁判官が表明できる意見である。代表意見と同意意見とは同じ結論を共有しているので、この2つの意見の支持者が9名の最高裁判官の過半数に達すれば、それが判決となる。この事件の場合、代表意見を書いたブラウンに加え、結論に関しては代表意見に賛同する同意意見を書いたホワイト、さらにその同意意見に賛同して加わった裁判官が3名いたため、ブラウンの出した結論は過半数の5名が支持したことになる。こうして判決が成立したのである。

ホワイト裁判官の同意意見は、島嶼事件諸判決と植民地統治に重大な影響を与えることになった。スパロウは、ホワイト裁判官の同意意見が学術的議論におけるローウェルの第3見解を取り入れたものと評価している⁶⁴。つまり、米国は諸州だけで構成されるのではなく、さりとて、必ず諸州とテリトリーの両方で構成されるわけでもなく、米国の範囲（その意味や定義）は、議会の制定法のテキストと国の条約の言葉遣い次第であるとの説である。

ホワイトはまず、米国の諸州でない部分、つまりテリトリーに対する議会の権限は完全無欠であるとし、その一例が首都ワシントン特別区であるとする。特別区は間違いなく米国の一部でありながら、最初から諸州に与えられた政府とは異なる形態の政府を与えられてきた。特別区政府は現時点で（もちろん、1901年である）選挙で選ばれた代表のいないもので、大統領が任命した役人が運営しており、特別区議会にも選挙で選ばれた代表がいなかった⁶⁵。そのうえで、憲法のどの条項がテリトリーに適用可能かは、テリトリーが置かれた状況と米国との関係を調べる必要があると述べる⁶⁶。これは、憲法は米国のすべての領土（諸州とテリトリー）に等しく適用されるのではないという意味である。

問題となっているプエルトリコからの商品に課税することができるかという本訴訟の争点に関してホワイトは、もしプエルトリコがフォレイカー法成立の時点で米国の一部であったなら課税は憲法の課税均一条項とは相いれないが、そもそもプエルトリコは同法成立の時点で米国に編入されていて米国の不可分の一部であったのかと問う⁶⁷。

ホワイトは、プエルトリコのような獲得領土を、米国の不可分な一部とは扱わない根拠を国際法に求めている。国際法の一般原則では、獲得領土と獲得政府との関係は、獲得し

た側が決める。その具体例としてホワイトは、発見による領土獲得の場合を挙げる。米国の市民が未知の島を発見し、そこが未開の人種が住む豊かな土地で、通商や戦略の上で米国にとって価値のあるところだったとする。国際法では明らかに、その土地をテリトリーとして獲得し、その獲得を批准するのは米国政府の権利である。そのような権利が事実上行使できないことを否定できるだろうか。旧スペイン領の割譲を定めたパリ平和条約は、プエルトリコの米国編入を定めておらず、それどころか、「割譲テリトリー生まれの住人の市民的権利と政治的権利は」米国議会が決めることが明記されているとホワイト裁判官は主張する⁶⁸。

したがって「プエルトリコは、合衆国の主権に従属し、合衆国に所有されているので、国際的な意味で外国ではないけれども、島は合衆国に編入されておらず、所領として単に従属しているに過ぎないので、国内的な意味では合衆国から見れば外国である」（傍点の強調は筆者）と判示し、「本訴訟の争点となった憲法の課税均一条項は議会がプエルトリコのために行なう法制には当てはまらない」とした⁶⁹。「国内的な意味では外国（foreign in a domestic sense）」という奇妙奇天烈な表現は、米国憲法を維持しながら、憲法では許されない植民地経営を可能にするための詭弁であり、米国の境界内でありながら憲法が適用される地域とされない地域を設けたことになり、まさに一国二制度の創設であったと言える。

原告は敗訴し、支払った課税分の返還要求は却下された。獲得領土の扱いについては、ローウェルの第3見解が判例として国家の法となったに等しい。この判決に対し、フラー裁判官とハーラン裁判官がそれぞれに反対意見を書いたが、島嶼事件諸判決の意義がよりよく理解できるのはハーラン裁判官の反対意見である。

ハーラン裁判官は、判決の重大な意味を次のように表現した。「我々はこの国に実質的に、また事実上、2つの国家政府を持っている。一つは、憲法による制限とともに維持される政府である。もう一つは、憲法の埒外で憲法から独立して議会に維持され、地球上の他の国々が行使することに慣れている諸権限を行使する政府である」と⁷⁰。ハーラン裁判官は、このような憲法違反の原因が、アングロ・サクソン系白人とは人種も文化も異なる島嶼住民に憲法上の保障を適用することを避けようとする動機であるとして、次のように述べた。

特定の人種が我々人民と同化するか否か、また、彼らを我々の制度に損傷を与えずに憲法運営に参画させられるか否かの問題は、条約によって彼らのテリトリーを獲得すると提案があった時に考えるべきことで、テリトリーの獲得で過ちがあったからと言って、その過ちを憲法違反や憲法条項の不適用の根拠にはできない⁷¹。

4. おわりに

『アイリッシュ・タイムズ』のコラムニストでプリンストン大学の講師を務めるフィントン・オトゥールは、2020年8月19日夜、民主党全国大会で演説したバラク・オバマ前大

統領が、何世代にもわたる移民やアフリカ系アメリカ人の実体験に言及したことを、コラムで取り上げた。オバマ前大統領は、分断と敵意を煽る共和党大統領候補を批判するのに「神話 (myth)」という衝撃の強い言葉を使って、移民やアフリカ系アメリカ人らの日々の現実が如何に神話からかけ離れてさまよっているかを訴えたのである。「神話」とは「民主主義、自由、平等」の建国理念を表す言葉のことである⁷²。

米国独立宣言の一節にある「すべての人間は平等に創られた」という神話は、長年に渡って何度も裏切られて来た。裏切ったのは一部の狂信的な人種主義者だけではない。世紀の変わり目の海外領土獲得に見られるように、米国政府の行政府 (マッキンレー政権)、立法府 (米国議会)、司法府 (米国最高裁) も同じである。政府の3権がすべてかかわった建国理念に対する裏切りは、島嶼諸事件判決に関しては過去120年間ほど放置されている。

建国理念の万人平等論を裏切り、建国以来の125年以上の伝統を覆して一国二制度をもたらした島嶼事件諸判決は、驚くべきことにその後長い間、法学研究者の間でさえ放置されたままだった。法律学と政治思想史のクリスチャン・バーネットと法律学者のバーク・マーシャルが、20世紀初頭の米国で大きな議論となったダウنز対ビッドウェル事件が、その後ほとんど忘れ去られてしまっていると観察したのは2001年である⁷³。バーソロミュー・スパロウも2006年に、「奇妙なことに、島嶼事件諸判決のことを知っているアメリカ人はほとんどいない。歴代大統領も首都ワシントンや諸州にいる政治家たちも、判決のことを知らない。ジャーナリストたちも論評しない。法律学者や政治学者、また歴史家でさえ、論評する者はほとんどいない」と述べ、ある著名な憲法学者が学生に読書課題として課す有名な判例教科書でも取り上げていないことを指摘した⁷⁴。

米国の歴史の大きな転換点となり、万人平等論という国家理念を裏切り、米国史上初めて国家に一国二制度をもたらした重大な諸判決が、21世紀初頭でさえこれほど徹底的に無視されている事実は、それだけで大事件である。本稿で強調したように、ダウنز対ビッドウェル事件の背後には、ハーラン判事が反対意見で喝破したように建国以前からの抜きがたい人種主義がある。現在、大統領が人種主義を露わにし、米国の国益に反してまで自分の再選のために社会の分断と敵意を煽り続けているが、アメリカ史を正しく理解するために、20世紀への変わり目に起こったこの大事件にはもう少し真剣な注目を払ってもよい。

注

¹ 和田光弘『植民地建国へ—19世紀初頭まで—』、シリーズアメリカ合衆国史①、岩波新書、2019年、xiii~xiv頁

² Bartholomew H. Sparrow, *The Insular Cases and the Emergence of American Empire* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2006), 212-213.

³ Bartholomew H. Sparrow, *The Insular Cases and the Emergence of American Empire* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2006), 212-213; Daniel Immerwahr, *How to Hide an Empire: A History of the Greater United States* (Picador: New York, 2019), 86-87.

- ⁴ “American Samoa at a Glance,” U.S. Army Reserve Official Website: https://www.usar.army.mil/Portals/98/Documents/At%20A%20Glance%20Prints/Samoa_ataglance.pdf; Accessed: August 14, 2020.
- ⁵ Bartholomew H. Sparrow, *The Insular Cases and the Emergence of American Empire* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2006), 213.
- ⁶ United States General Accounting Office (GAO), *U.S. Insular Areas: Applicability of Relevant Provisions of the U.S. Constitution*, Report to the Ranking Minority Member, Committee on Interior and Insular Affairs, House of Representatives, GAO/HRD-91-18, June 20, 1991, p. 1. 以後、この米
国政府文書は GA (1991) と略記。
- ⁷ United States General Accounting Office (GAO), “U.S. Insular Areas: Application of the U.S. Constitution,” Report to the Chairman, Committee on Resources, House of Representatives. GAO/OGC-98-5, November 7, 1997.
- ⁸ 次が参考になる。Christian Duffy Burnett, “The Edges of Empire and the Limits of Sovereignty: American Guano Islands,” in Mary L. Dudziak and Leti Volpp, eds., *Legal Borderlands: Law and the Construction of American Borders* (Baltimore: The Johns Hopkins University Press, 2006), 187-211; Daniel Immerwahr, *How to Hide an Empire: A History of the Greater United States* (Picador: New York, 2019), chapter 3: “Everything You Always Wanted to Know About Guano but Were Afraid to Ask,” 46-58.
- ⁹ Daniel Immerwahr, *How to Hide an Empire: A History of the Greater United States* (New York: Picador, 2019), pp. 7-9.
- ¹⁰ GAO (1991), p. 1.
- ¹¹ Anders Stephanson, *Manifest Destiny: American Expansion and the Empire of Right* (New York: Hill and Wang, 1995), 16-18.
- ¹² 1787年に成立した米国憲法については、諸州でその批准の是非を巡って激論が戦わされたが、批准するよう諸州を説得するための意見書を集成したものが有名な『フェデラリスト・ペーパーズ』である。
- ¹³ Gary Lawson and Guy Seidman, *The Constitution of Empire: Territorial Expansion and American Legal History* (New Haven: Yale University Press, 2004), 2.
- ¹⁴ James Madison, *The Federalist No. 10*. 引用部分は主として第14、20段落。また、次も参考にした。Mary E. Webster, ed. *The Federalist Papers in Modern Language Indexed for Today’s Political Issues* (Bellevue, WA: Merril Press, 1999), 48-49.
- ¹⁵ Gary Lawson and Guy Seidman, *The Constitution of Empire: Territorial Expansion and American Legal History* (New Haven: Yale University Press, 2004), 2.
- ¹⁶ Gary Lawson and Guy Seidman, *The Constitution of Empire: Territorial Expansion and American Legal History* (New Haven: Yale University Press, 2004), 86.
- ¹⁷ Gordon S. Wood, *Empire of Liberty: A History of the Early Republic, 1789-1815* (Oxford and New York: Oxford University Press, 2009), 368-369.
- ¹⁸ Ernesto Chávez, *The U.S. War with Mexico: A Brief History with Documents* (Boston: Bedford/St. Martins, 2008), 4-5.
- ¹⁹ “Treaty between the United States of American and the French Republic,” 30th of April 1803 : National Archives and Records Administration: https://www.archives.gov/exhibits/american_originals/louistxt.html; Access: Feb. 20, 2018.
- ²⁰ Ernesto Chávez, *The U.S. War with Mexico: A Brief History with Documents* (Boston: Bedford/St. Martins, 2008), 4-5.
- ²¹ Gordon S. Wood, *Empire of Liberty: A History of the Early Republic, 1789-1815* (Oxford and New York: Oxford University Press, 2009), 369.
- ²² 米国は1846年～1848年の対メキシコ戦争の結果、1848年グアダルルーペ・イダルゴ条約により、当時のメキシコの北半分を手に入れた。その後、1854年のガズデン購入でさらにメキシコの土地を手に入れたのである。この購入の目的は鉄道建設用地確保のためであると多くの歴史家によって説明されて来たが、史家ロドルフォ・アクーニャは1981年に、鉄道建設用地確保以外に、その土地に豊富が鉱物資源があることをアメリカ人が知っていて、

それが購入の重要な理由であったことを明らかにした。Rodolfo Acuña, *Occupied America: A History of Chicanos*, 2nd ed. (New York: Harper & Row, 1981), 73.

²³ Tomás Almaguer, *Racial Fault Lines: The Historical Origins of White Supremacy in California* (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1994), 2.

²⁴ Gary Lawson and Guy Seidman, *The Constitution of Empire: Territorial Expansion and American Legal History* (New Haven: Yale University Press, 2004), 103.

²⁵ Robert Alexander, *The Northwest Ordinance: Constitutional Politics and the Theft of Native Land* (Jefferson, NC: McFarland & Company, Inc., 2017), 7.

²⁶ Robert Alexander, *The Northwest Ordinance: Constitutional Politics and the Theft of Native Land* (Jefferson, NC: McFarland & Company, Inc., 2017), 7; Mattheaw J. Hegreness, “An Organic Law Theory of the Fourteenth Amendment: The Northwest Ordinance as the Source of Rights, Privileges, and Immunities.” *The Yale Law Journal* 120 (May 2011), 1823; 田中英夫編、『英米法辞典』、東京大学出版会、1991年、610頁

²⁷ “An Ordinance for the government of the Territory of the United States Northwest of the River Ohio (Northwest Ordinance),” July 13, 1787, Yale Law School, The Avalon Project: Documents in Law, History and Diplomacy: https://avalon.law.yale.edu/18th_century/nworder.asp; Accessed: May 10, 2020.

²⁸ Mattheaw J. Hegreness, “An Organic Law Theory of the Fourteenth Amendment: The Northwest Ordinance as the Source of Rights, Privileges, and Immunities.” *The Yale Law Journal* 120 (May 2011), 1823; Lawrence M. Friedman, *A History of American Law*, 2nd ed. (New York: A Touchstone Book, 1985), 157.

²⁹ Arnold H. Leibowitz, *Defining Status: A Comprehensive Analysis of U.S. Territorial Policy* (N. P.: CreateSpace Independent Publishing Platform, 2013), 5.

³⁰ “An Ordinance for the government of the Territory of the United States Northwest of the River Ohio (Northwest Ordinance),” July 13, 1787, Yale Law School, The Avalon Project: Documents in Law, History and Diplomacy: https://avalon.law.yale.edu/18th_century/nworder.asp; Accessed: May 10, 2020.

³¹ Arnold H. Leibowitz, *Defining Status: A Comprehensive Analysis of U.S. Territorial Policy* (N. P.: CreateSpace Independent Publishing Platform, 2013), 7.

³² José A. Cabranes, “Citizenship and the American Empire: Notes on the Legislative History of the United States Citizenship of Puerto Ricans,” *University of Pennsylvania Law Review* 127 (1978), 435-436.

³³ George F. Kennan, *American Diplomacy, 1900-1950* (New York: The New American Library, 1951), 18.

³⁴ José A. Cabranes, “Citizenship and the American Empire: Notes on the Legislative History of the United States Citizenship of Puerto Ricans.” *University of Pennsylvania Law Review* 127 (1978), 411.

³⁵ Amy S. Greenberg, *Manifest Destiny and American Territorial Expansion: A Brief History with Documents* (Boston and New York: Bedford/St. Martin’s, 2012), 36-37.

³⁶ William L. Neuman, *America Encounters Japan: From Perry to MacArthur* (Baltimore and London: The Johns Hopkins Press, 1963), 107, 110.

³⁷ 有賀貞・志邨晃佑・平野孝「第1章 産業者社会発展期のアメリカ」、有賀貞他著、『アメリカ史2 1877年～1992年』、山川出版社、1993年、88、100頁

³⁸ 志邨晃佑「第2章 革新主義改革と対外進出」、有賀貞他著、『アメリカ史2 1877年～1992年』、山川出版社、1993年、155頁

³⁹ “A Twentieth-Century Outlook,” *Harper’s New Monthly Magazine*, September. 1897, in Alfred T. Mahan, *The Interest of America in Sea Power, Present and Future* (London: Sampson Low, Marston & Company, 1897): The Project Gutenberg EBook: <https://www.gutenberg.org/files/15749/15749-h/15749-h.htm>; Accessed: June 25, 2020; Bartholomew H. Sparrow, *The Insular Cases and the Emergence of American Empire* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2006), 1.

⁴⁰ 国際法上、独立国家の有する最高、絶対的な権力を言う。法の制定、課税などの対内主権と、独立権、平等権などの対外主権とを含む。田中英夫編『英米法辞典』、東京大学出版会、1991年、793頁。

⁴¹ 財産権を基礎づける法的行為・事実またはそれによって得られた法的地位・根拠；したがって物を享受しうる権利、その権利の生じた原因、それが立証される手段をも指し、さらにはその権利の質・性質・範囲・限定などの内容も指す。1126頁。小山貞夫編『英米法律語辞典』、研究社、2011年。要するに、キューバに関するスペインのありとあらゆる権利を、その権利が生じた原因を含めすべて放棄したことになる。

⁴² Treaty of Paris of 1898, 30 Stat. 1754, Treaty Series 343, Article I, II, III.

⁴³ 詳細は、Jose Trias Monge, *Puerto Rico: The Trials of the Oldest Colony in the World* (New Haven and London: Yale University Press, 1997), 24-25.

⁴⁴ Treaty of Paris of 1898, 30 Stat. 1754, Treaty Series 343, Article IX.

⁴⁵ Treaty Concerning the Cession of the Russian Possessions in North America by His Majesty the Emperor of All the Russians to the United States of America, 15 Stat. 539; Treaty Series 301.

⁴⁶ Luella Gettys, *The Law of Citizenship in the United States* (Chicago: The University of Chicago Press, 1934), 147.

⁴⁷ Luella Gettys, *The Law of Citizenship in the United States* (Chicago: The University of Chicago Press, 1934), 156.

⁴⁸ Ross Dardani, “Weaponized Citizenship: A Critical Race Theory Analysis of U.S. Citizenship Legislation in the Pacific Unincorporated Territories,” Ph.D. Dissertation, University of Connecticut, 2017, p. 36.

⁴⁹ Bartholomew H. Sparrow, *The Insular Cases and the Emergence of American Empire* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2006), 40-41.

⁵⁰ Bartholomew H. Sparrow, *The Insular Cases and the Emergence of American Empire* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2006), 41.

⁵¹ Abbot Lawrence Lowell, “The Status of Our New Possessions: A Third View,” *Harvard Law Review* 13:3 (November 1899), 171-172.

⁵² Abbot Lawrence Lowell, “The Status of Our New Possessions: A Third View,” *Harvard Law Review* 13:3 (November 1899), 172.

⁵³ Abbot Lawrence Lowell, “The Status of Our New Possessions: A Third View,” *Harvard Law Review* 13:3 (November 1899), 172-173.

⁵⁴ Abbot Lawrence Lowell, “The Colonial Expansion of the United States,” *Atlantic Monthly* 83 (February 1899), 146, 148, 150.

⁵⁵ 詳細は拙稿「アメリカ人の境界—1870年帰化法と非白人編入論争—」、『天理大学学報』、2020年10月発刊予定。

⁵⁶ Abbot Lawrence Lowell, “The Colonial Expansion of the United States,” *Atlantic Monthly* 83 (February 1899), 150.

⁵⁷ Abbot Lawrence Lowell, “The Colonial Expansion of the United States,” *Atlantic Monthly* 83 (February 1899), 150-152.

⁵⁸ Abbot Lawrence Lowell, “The Colonial Expansion of the United States,” *Atlantic Monthly* 83 (February 1899), 152.

⁵⁹ H. Wayne Morgan, *America’s Road to Empire: The War with Spain and Overseas Expansion* (New York: John Wiley & Sons, 1967), 96.

⁶⁰ Bartholomew H. Sparrow, *The Insular Cases and the Emergence of American Empire* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2006), 79.

⁶¹ Morton J. Horwitz, *The Transformation of American Law, 1870-1960: The Crisis of Legal Orthodoxy* (New York and Oxford: Oxford University Press), 22.

⁶² Opinion of the Court by Justice Brown, *Downes v. Bidwell*, 182 U.S. 244 (1901), 247.

⁶³ Opinion of the Court by Justice Brown, *Downes v. Bidwell*, 182 U.S. 244 (1901), 287.

⁶⁴ Bartholomew H. Sparrow, *The Insular Cases and the Emergence of American Empire* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2006), 87, 91.

⁶⁵ Concurrent Opinion by Justice White, *Downes v. Bidwell*, 182 U.S. 244, (1901), 290.

-
- ⁶⁶ Concurrent Opinion by Justice White, *Downes v. Bidwell*, 182 U.S. 244, (1901), 293.
- ⁶⁷ Concurrent Opinion by Justice White, *Downes v. Bidwell*, 182 U.S. 244, (1901), 299.
- ⁶⁸ Concurrent Opinion by Justice White, *Downes v. Bidwell*, 182 U.S. 244, (1901), 340.
- ⁶⁹ Concurrent Opinion by Justice White, *Downes v. Bidwell*, 182 U.S. 244, (1901), 342-343.
- ⁷⁰ Dissenting Opinion by Justice Harlan, *Downes v. Bidwell*, 182 U.S. 244, (1901), 380
- ⁷¹ Dissenting Opinion by Justice Harlan, *Downes v. Bidwell*, 182 U.S. 244, (1901), 384.
- ⁷² Fintan O'Toole, "Night and Day," *The New York Review of Books*, September 24, 2020: https://www.nybooks.com/articles/2020/09/24/joe-biden-election-night-day/?utm_medium=email&utm_campaign=NYR%20Democrats%20the%20NBA%20Jerry%20Falwell%20Jr%20hypnotherapy&utm_content=NYR%20Democrats%20the%20NBA%20Jerry%20Falwell%20Jr%20hypnotherapy+CID_a0ecf3876a6c13db8b0e4389d1b40c75&utm_source=Newsletter&utm_term=Night%20and%20Day; Accessed: August 28, 2020.
- ⁷³ Christian Duffy Burnett and Burke Marshall, "Between the Foreign and the Domestic: The Doctrine of Territorial Incorporation, Invented and Reinvented," in Burnett and Marshall, eds. *Foreign in a Domestic Sense*, 1.
- ⁷⁴ Bartholomew H. Sparrow, *The Insular Cases and the Emergence of American Empire* (Lawrence, KS: University Press of Kansas, 2006), 9.